

問は問い合わせ先です

ケガや病気の野生鳥獣の救護について

問農林課 ☎22-1253

宮城県では「宮城県傷病鳥獣野生鳥獣救護ガイドライン」に基づき、交通事故や、電線・建物への接触、環境汚染などによってケガを負ったり、病気になるたりした野生鳥獣（傷病野生鳥獣）の救護活動を行っています。傷病野生鳥獣を見つけた場合は、宮城県大原地方振興事務所林業振興部までご連絡ください。

また、カモシカ（特別天然記念物）に関しては市教育委員会、野生鳥獣による農林作物などの被害については農林課にご相談ください。なお、既に死亡している野生鳥獣（カモシカを除く）を発見した場合は、お手数ですがもやせるごみの袋に入れた上で、生活環境課または角田衛生センターまで搬送ください。

下表に連絡先一覧を掲載しましたのでご確認ください。市民の皆さまのご協力をお願いします。

■相談・問い合わせ先一覧

内容	連絡先
傷病野生鳥獣を見つけた場合	宮城県大原地方振興事務所 林業振興部 ☎0224-53-3111(代表)
カモシカ(特別天然記念物)について	市教育委員会 ☎22-1343
野生鳥獣による農林作物などの被害に関するご相談	農林課 ☎22-1253
既に死亡している野生鳥獣(カモシカを除く)を見つけた場合	生活環境課 ☎22-1314 角田衛生センター ☎0224-63-2140

議会を傍聴しませんか

9月の市議会定例会は9月4日（火）開会予定です。日程の詳細などについてはお問い合わせください。

問議会事務局 ☎22-11351

国税に関する「相談は「電話相談センター」が便利です

国税に関するご相談は、「電話相談センター」(☎022-2221-3007または☎022-783-7842)でお答えしています。また、税について知りたいときは、いつでも手軽に税情報を入力できる「国税庁のホームページ」(ホームページアドレス: www.nta.go.jp)をご利用ください。

なお、面接による相談をご希望の方については、事前に税務署に相談の日時をご予約いただき、関係書類を持参の上、担当部署までおいでいただくこととしています。

問大原税務署 ☎0224-52-2202

「わが家の「ごみ減量化・リサイクル作戦」

今月号から、ごみの減量化・リサイクルに役立つ情報や、市民の方がごみの減量化・リサイクルのために取り組んでいる事例を毎月ご紹介いたします。第1回は「可燃ごみの分別出し方」です。

■「生ごみを出すときは」

生ごみには50〜70%もの水分が含まれているといわれており、水気が多いほど腐りやすくなり、いやなおいがします。また、汚水がこぼれる、焼却時に余分なエネルギーを要するなどの問題も起きます。台所でギュッと水切りしてから出すだけで、その量を減らせます。家庭から出される可燃ごみのうち、約32%は生ごみです。

■雑紙は資源「ごみの袋へ」

雑紙を可燃ごみ袋の中に入れていませんか。雑紙とはティッシュの箱やたばこの箱、菓子箱、コピー用紙、事務用紙、包装紙などです。これらの紙はリサイクルできます。家庭から出される可燃ごみのうち、約20%(※)は紙(資源)ごみです。

■草を出すときは

十分に乾燥させてから出してください。ごみの重さが減り、ごみ袋の使用枚数も節約できます。このほかにもいろいろな工夫があります。市民の皆さんのちよっとした努力や協力で、ごみの減量化やリサイクルに大きな成果を上げることができま

※各数字は昨年10月4日に実施した可燃ごみ質分析によるもの。
問生活環境課 ☎22-11314

国民健康保険税の納付に「ご協力ください

問税務課国民健康保険係 ☎22-11313

■期限内の国保税納付にご協力ください

平成18年度から納期が変わったため、国保税の納付期限は7月から3月までの毎月末日となります。第3期の国保税納付期限は本来9月30日ですが、今年は30日が日曜日で納付ができないため、10月1日の月曜日を納付期限としています。このため、7月にお届けした納税通知書には、10月に第3期と第4期の納付期限がある旨を記載しています。誤解のないようご注意ください。なお、第6期も同様の理由により、翌月(1月4日(金))が納付期限となります。

■国保税の支払いについて

国民健康保険税の納税通知書については、1年度分をまとめて7月にお送りしています。ただし、年の途中で加入者の異動(国民健康保険への加入など)があった場合は、国民健康保険税の税額が変更になるため、新しい納税通知書をお送りします。税額が変更となった納期分については、新しい納税通知書をお使いください。

■二重納付や納め忘れにご注意ください

また、以前の納税通知書で支払いをしまった場合や、ご不明な点がある場合は、お問い合わせください。

国民健康保険に異動があった場合は、お早めに手続きください。詳しくは、市庁舎1階の税務課国民健康保険係までお問い合わせください。

■就職先の健康保険(社会保険)に加入した場合などの手続き

社会保険への加入などで国民健康保険に異動があった場合は、14日以内に市民課窓口への届け出が必要。この手続きは自動的に行われませんので、お忘れのないようご注意ください。

■国民健康保険の届け出が遅れてしまうこと、次のようなトラブルの原因となります

- ①社会保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険の保険証で病院にかかった場合、後日市で負担した医療費を返還していただくこととなります。
- ②既に社会保険に加入しているも、国民健康保険から脱退する届け出をしないと、国保税がかかることとなります。
- ③国民健康保険への加入は、届け出をした日ではなく、社会保険を喪失した日となります。従って加入の届け出が遅れた場合には、国保税はさかのぼって課税されます。

国民健康保険に異動があった場合は、お早めに手続きください。詳しくは、市庁舎1階の税務課国民健康保険係までお問い合わせください。

「悪質商法が増えています」

あなたも狙われています

Do you know?

悪質商法は、世の中の経済や将来の不安につけ込み、私たちの心のすき間を狙ってきます。手口もさまざま、当相談室でも相談件数が増加しています。

最近では、販売勧誘と分かっていても、しつこい勧誘を断りきれず契約してしまったり、知人の勧誘のため断れず、泣く泣く承諾したりするケース、販売員の親切にだまされるケースなども見受けられます。こうしたトラブルを未然に防ぐには、正しい知識を持つことが何より大切です。

今月号では、若者と高齢者が狙われる主な悪質商法と、その被害内容について紹介します。

■主に若者を対象にしたもの

●**サイドビジネス商法** 内職や副業ができることをセールストークに、電話や各種広告などで勧誘されます。

●**被害内容** 仕事に必要な商品や検定教材を購入させられますが、予定の報酬は見込めず、支払いだけが残ってしまいます。

●**資格商法** 電話などで、資格を取るための教材購入や受講をしつこく勧誘されます。

●**被害内容** あいまいな返事をすると契約が成立したものとみなされ、代金の支払いを請求されてしまいます。

問いきいきライフ消費生活相談室 ☎22-07-833(相談日 月水金9時〜16時)

●アポイントメントセールス

電話やはがき、携帯電話などで「粗品をプレゼントします」と、喫茶店や営業所に呼び出されます。

●**被害内容** 言葉巧みに商品の購入を勧められ、契約せざるを得ない状況に追い込まれます。

●**恋人(デート)商法** 主に未婚男性をターゲットに、電話やメールで「友達になりませんか?」と、親しげに連絡してきます。

●**被害内容** 何度か連絡を取り合った後、恋愛感情を巧みに利用して、高額なアクセサリーなどの商品を売りつけられます。

■主に高齢者を対象にしたもの

●**催眠(SF)商法** 日用品の無料配布や健康研修会の開催をうたった、街頭でのチラシ配布などで会場に誘いこみます。

●**被害内容** 締め切った会場で言葉巧みに雰囲気盛り上げ、最後には高額な商品を購入せざるを得ない状況に追い込まれてしまいます。

●**点検商法** 屋根や排水管、布団、白アリなどの「無料点検」を理由に各家庭を訪問します。

●**被害内容** 「危険な状態にある」として不安をあおられ、不要な契約をさせられます。

●**被害内容** 「年々巧妙化している悪質商法。もしかして…」と思ったら、迷わずご相談ください!

「備えあれば憂いなし」防災の基本は「自助」です!

皆さんのご家庭では、地震や風水害への備えを行っていますか? また、いざというときは国や自治体被災者の面倒を見てくれるから大丈夫と思っていないませんか?

本市では、非常食などの備蓄や物資の応援協定締結を行っています。備蓄はあくまで応急分であり、また、応援協定を用いるような災害の場合は交通網の寸断が予想され、公的援助が行き届かない可能性もあります。

7月の台風4号による土砂災害で孤立した小久保平地区では、電力の復旧に1日、孤立の回復(う回路建設)に2日もかかりました。

また、小久保平地区では幸い水の問題は発生しませんでした。明戸地区では断水が続きました。

このことから、電気や水道が使えないことを考えると、3日分程度の備蓄が必要となります。災害発生当初はもちろん大変ですが、災害後の不便な生活もまた大変です。「備えあれば憂いなし」の心構えで自助努力をお願いします。

本市では、自主防災組織の設立を支援しています。詳しくは生活環境課交通防災係までお問い合わせください。

問生活環境課交通防災係 ☎22-11314

「自分の年金記録を確認しましょう!」年金記録の照会を取り次ぎます

市内在住で年金加入記録の照会を希望される方は、免許証や保険証などの本人確認ができるもの(住所、氏名、生年月日などを確認)と、年金手帳や年金証書など、基礎年金番号が分かるものをご用意の上、市民課国民年金相談係までお越しください。後日、大原社会保険事務所からご本人へ、記録の結果が送付されます。※代理人の場合は印鑑や委任状が必要となります。

「ねんきんダイヤル」をご利用ください

年金請求や年金受給に関するご相談は「年金ダイヤル」をぜひご利用ください。

●一般回線

☎0570-05-1165

●IP電話・PHS専用回線

☎0570-07-1165

●受付時間(月〜金曜日)

8時30分〜17時15分
※月曜日は19時まで、第2土曜日は9時30分から16時まで受け付けています。

●年金の記録相談

☎0120-65-7830

問大原社会保険事務所 ☎0224-51-3111

市民課国民年金相談係 ☎22-11312